

## 令和4年度 埼玉県認知症対応型サービス事業管理者 募集要項

### 1 目的

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「認知症対応型サービス事業所」という。）の管理者または管理者になることが予定される者に対し、認知症対応型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するため。

### 2 実施主体

- (1) 埼玉県
- (2) さいたま市内に所在地のある介護保険施設・事業所等は、さいたま市が実施する同研修にお申し込みください。なお、第2回と第3回はさいたま市と共催のため、研修内容はすべて同じです。

### 3 研修実施回数

- (1) 埼玉県では令和4年度も全3回実施します。
- (2) 各回の日程や各日の研修内容は別紙（令和4年度\_埼玉県認知症対応型サービス事業管理者研修\_研修日程）をご覧ください。

### 4 募集開始日

- (1) 別紙（令和4年度管理者研修募集開始日・募集締切日・振込締切日一覧）をご覧ください。
- (2) 各回の申込にあたっては、各回の募集開始日以降に、事業所所在地の市役所・町村役場に書類を提出してください。

## 5 申込締切日

- (1) 別紙（令和4年度管理者研修募集開始日・募集締切日・振込締切日一覧）をご覧ください。
- (2) 書類提出先は事業所所在地の市役所・町村役場ですのでご注意ください。
- (3) 申込書類の到着の先後は受講決定に影響はしませんが、お早めに郵送をお願いします。

## 6 日程（講義・演習）

- (1) 令和4年度もすべてWeb研修です（Zoomを使用します）。
- (2) 各回の日程の詳細は別紙（令和4年度\_埼玉県認知症対応型サービス事業管理者研修\_研修日程）をご覧ください。

## 7 定員

- ・第1回→埼玉県の定員：50名（埼玉県の単独開催）
  - ・第2回→埼玉県の定員：40名（なお、さいたま市の定員は10名です）
  - ・第3回→埼玉県の定員：40名（なお、さいたま市の定員は10名です）
- (ア) 定員を超過する申込があった場合は抽選です。
  - (イ) 申込書類の先着順ではありませんので、書類の到着の先後は抽選や受講決定には影響しません。

## 8 受講対象者

以下の（1）～（4）の要件を全て満たす者

- (1) 認知症介護実践研修（実践者研修）または旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）を本研修の前日までに修了している者。
  - ア 修了済みの方は修了証書のコピーを添付してください（詳細は下記「提出書類」をご参照ください）。
  - イ 本研修の申込時点で実践者研修の申込みをしており、かつ、本研修の前日までに修了する見込みの方は、実践者研修の受講決定通知書のコピーを添付し

てください。

ウ 本研修の申込時点で実践者研修の申込みをしているが、本研修の前日までに修了する見込みがない者（例：管理者研修の後に実践者研修の1日目等を迎える者）は、本研修に申込はできません。

(2) 次に挙げる事業所の管理者になることが予定されている者（既存の事業所において管理者を変更する場合を含む）。

ア 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者

イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者

ウ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者

エ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者

オ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者

カ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者

キ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者

(3) 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験がある者（※指定認知症対応型通所介護事業所および指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は(3)の要件を求められていません）。

(4) パソコンやタブレット端末を使用でき、かつそれらをインターネットに接続し、WEBカメラとマイク等を通じた通信ができる者。および、研修資料をインターネットからダウンロードし紙に印刷できる者。

## 9 受講対象者（補足事項）

以下の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、本研修を修了せずに管理者となることが可能です。

(1) 指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、並びに指定複合型サービス事業所の管理者であって、次のアおよびイの両方を満たして

いる者

ア 平成18年3月31日までに次の(ア)または(イ)の研修を修了している者

(ア) 認知症介護実践研修（実践者研修）

(イ) 旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）

- (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、上記(1)の要件の他、認知症グループホーム管理者研修を修了している者
- (3) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者に就任する者が、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある保健師または看護師である場合

## 10 受講方法（全般）

- (1) 研修はすべてWeb研修です。受講にあたり、安定して高速な定額の接続環境が推奨されます。モバイルWi-Fiルーターなどを利用した場合、通信量オーバーにより速度制限がかかると接続が切断されてしまう場合がありますので十分ご注意ください。また、通信不良で研修に出席できなかった場合でも未修了となります。
- (2) 受講場所については、各事業所・自宅等を問いませんが、研修を受講するにふさわしい場所・服装で受講してください。

## 11 受講方法（Zoomについて）

- (1) Zoomのブレイクアウトルーム機能を利用し、指導者や受講者同士の意見交換等のやりとりを行います。そのため、WEBカメラ・マイク・スピーカー等が必須です。パソコン・タブレット等にそれらの機器がついていない場合は、別途レンタルもしくは購入する必要があります。
- (2) グループ演習に参加する場合はヘッドホンとマイクの使用を推奨します。
- (3) 同じ事務所等の同じ空間で複数人の受講者が居る場合、マイク同士の干渉によりハウリングを起こす場合があります。周辺とは十分に距離を取り、静かな環境で受講してください。

- (4) グループ演習の様子は、ライブ配信時のシステムトラブルに備えて録画します。  
あらかじめご了承ください。

## 12 受講料

- (1) 1名あたり3,000円
- (2) インターネット通信費や各種パソコン機器代は受講料に含まれておりません。受講者で各自ご準備いただきます。
- (3) 受講決定した方のみお振込をしていただきます（受講申込時点で受講料をお支払いする必要はありません）。
- (4) 受講決定した方は、別紙（令和4年度管理者研修募集開始日・募集締切日・振込締切日一覧）に記載の期日までにお振込みをお願いします。
- (5) 振込先の口座番号等の詳細は受講決定通知の際に別途ご案内します。
- (6) 振込が確認できた方のみ研修資料を送付します。

## 13 提出書類

- (1) 受講申込書（様式第1-1号）
- (2) 認知症介護実践研修（実践者研修）または旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）の修了証書の写し（「受講対象者(1)」の確認用です）
- (3) 認知症である方の介護経験に関する勤務歴証明書（「受講対象者(3)」の確認用です。以前勤務していた事業所に証明書を作成してもらう必要はありません）

## 14 書類郵送先

事業所のある**市役所・町村役場**の認知症介護研修の所管課（事業所が熊谷市、深谷市、寄居町にある場合は「大里広域市町村圏組合」です）

## 15 受講可否の通知について

- (1) 受講の可否に関わらず、申込者全員に対して通知します。
- (2) お申し込みいただいた市役所・町村役場の所管課を通じて郵送で通知します。

## 16 修了認定

- (1) 以下のような行為がある場合、受講を取り消すか修了を認めません。
  - ア 研修受講態度が好ましくない場合（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に係のない行為、居眠り、離席等）
  - イ 指導者、実施団体等からの指示に従わない場合（休憩時間も含む）
  - ウ 提出物、その他の点から研修内容を理解していないと判断される場合（別途レポート提出を求める場合もあります）
  - エ 課された提出物の提出がないとき
- (2) 修了証書は、全カリキュラム（全日程）を修了した方に、後日郵送します。
- (3) 修了証書は再発行しませんので大切に保管してください。

## 17 注意事項

- (1) 受講の可否にかかわらず、申込書類は返却しません。
- (2) 一度お支払いいただいた受講料は返金しません（受講を取り消された場合や、受講をキャンセルした場合、研修未修了となった場合も含まれます）。
- (3) 受講決定後、やむを得ない事情により研修に参加できなくなった場合は、速やかにご連絡ください。
- (4) パソコン機器の接続不備等により受講ができなかった場合でも、通常の欠席と同様の扱いとなり、未修了となります。
- (5) 受講の際は、県及び研修実施団体からの注意事項を遵守してください。

## 18 研修全般・受講申込みに関する連絡・お問い合わせ先

担当：埼玉県 福祉部 地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当 橋本・大野  
メール：a3250-05@pref.saitama.lg.jp（認知症介護研修関連のアドレスです）  
電話：048-830-3251（担当直通）